

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	452	6.9%	職員	452	2,396	36.8%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	1,944	29.8%	職員	1,944			
3級	主任の職務	1,820	27.9%	主任	1,820	1,820	27.9%	主任
				(うち、再任用短時間)	(4)			
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務 3 指導主事の職務 4 事務長の職務 5 守衛長の職務 6 車庫長の職務 7 作業管理長の職務	1,180	18.1%	係長・担当係長	1,081	1,180	18.1%	係長級
				所長・園長	25			
				指導主事・事務長	66			
				車庫長・作業管理長	8			
				計	1,180			
5級	課長補佐の職務	411	6.3%	課長補佐	411	411	6.3%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する室の長の職務 3 課に相当する事業所の長の職務 4 副所長の職務(保健福祉センター及び川崎港管理センターを除く。) 5 主任指導主事の職務 6 副館長の職務	525	8.1%	課長・担当課長	489	525	8.1%	課長級
				室長	7			
				所長・館長・園長	26			
				副所長	3			
				計	525			
7級	1 副区長の職務 2 部長又は担当部長の職務 3 部に相当する室の長の職務 4 部に相当する事業所の長の職務 5 副室長の職務 6 副所長の職務(保健福祉センター及び川崎港管理センターに限る。) 7 事務局の長の職務(看護短期大学及び市民オンブズマン事務局に限る。)	146	2.2%	副区長	7	146	2.2%	部長級
				部長・担当部長	91			
				室長・所長	40			
				副室長・副所長	8			
				計	146			
8級	1 局長、本部長又は担当理事の職務 2 区長の職務 3 会計管理者の職務 4 委員会等の事務局の長の職務 5 技監の職務 6 税務監の職務 7 教育次長の職務	38	0.6%	局長・本部長・担当理事	25	38	0.6%	局長級
				区長	7			
				会計管理者	1			
				事務局長	3			
				税務監	1			
				教育次長	1			
				計	38			
合計		6,516	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能的職務に従事する職(以下「技能職」という。)又は単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務	3	0.2%	職員	3	1,283	89.7%	職員
2級	相当の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	138	9.7%	職員	138			
3級	高度の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	1,142	79.9%	職員 (うち、再任用短時間)	1,142 (35)			
4級	職長の職務	147	10.3%	職長	147	147	10.3%	職長
合計		1,430	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

医療職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	1	4.3%	職員	1	1	4.3%	職員
2級	係長又は担当係長の職務	2	8.7%	担当係長	2	2	8.7%	係長級
3級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所等の長の職務	5	21.7%	担当課長	5	5	21.7%	課長級
4級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する事業所の長の職務 3 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の課長若しくは担当課長又は課に相当する事業所の長の職務 4 医監の職務 5 副所長の職務(保健福祉センターに限る。)	8	34.8%	担当部長	4	8	34.8%	部長級
				医監	1			課長級
				担当課長	3			
				計	8			
5級	1 局長、本部長又は担当理事の職務 2 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の部長若しくは担当部長又は部に相当する事業所の長の職務 3 医務監の職務	7	30.4%	担当理事	2	7	30.4%	局長級
				医監	5			部長級
				計	7			
合計		23	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

医療職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療技術職員の職務	37	5.9%	職員	37	299	47.4%	職員
2級	高度の技術又は経験を有する医療技術職員の職務	262	41.5%	職員	262			
3級	主任の職務	158	25.0%	主任 (うち、再任用短時間)	158 (1)	158	25.0%	主任
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	90	14.3%	係長・担当係長 園長 計	89 1 90	90	14.3%	係長級
5級	課長補佐の職務	43	6.8%	課長補佐	43	43	6.8%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務 3 副所長の職務(保健福祉センターを除く。)	35	5.5%	課長・担当課長 所長 副所長 計	32 2 1 35	35	5.5%	課長級
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する事業所の長の職務 3 副所長の職務(保健福祉センターに限る。)	6	1.0%	部長・担当部長 室長 計	5 1 6	6	1.0%	部長級
合計		631	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

大学教育職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 助教の職務 2 助手の職務	8	28.6%	助教	8	8	28.6%	助教
2級	講師の職務	6	21.4%	講師	6	6	21.4%	講師
3級	准教授の職務	8	28.6%	准教授	8	8	28.6%	准教授
4級	学長又は教授の職務	6	21.4%	学長・教授	6	6	21.4%	教授
	合計	28	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

高等学校教育職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	4	1.1%	実習助手	4	298	83.9%	教諭
2級	1 教諭又は養護教諭の職務 2 高度の知識、経験、技能を有し、実習指導にあたる実習助手の職務	294	82.8%	教諭・養護教諭	289			
				実習教諭	5			
				計	294			
3級	総括教諭又は主幹教諭の職務	39	11.0%	総括教諭	39	39	11.0%	主幹教諭
4級	副校長又は教頭の職務	13	3.7%	副校長・教頭	13	13	3.7%	教頭
5級	校長の職務	5	1.4%	校長	5	5	1.4%	校長
合計		355	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

義務教育諸学校教育職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	0	0.0%	講師	0	4,450	80.5%	教諭
2級	1 教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 高度の知識、経験又は技能を有し、実習指導にあたる実習助手の職務	4,450	80.5%	教諭	4,272			
				(うち、再任用短時間)	(78)			
				栄養教諭	17			
				養護教諭	161			
計	4,450							
3級	総括教諭又は主幹教諭の職務	737	13.3%	総括教諭	737	737	13.3%	主幹教諭
4級	副校長又は教頭の職務	173	3.1%	副校長・教頭	173	173	3.1%	教頭
5級	校長の職務	168	3.0%	校長	168	168	3.0%	校長
合計		5,528	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

消防職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	477	32.6%	職員	477	792	54.2%	職員
2級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	315	21.5%	職員	315			
3級	主任の職務	406	27.8%	主任	371	406	27.8%	職員・主任
				職員 ※1	35			
				計	406			
4級	係長、担当係長又は出張所長の職務	129	8.8%	係長・担当係長・出張所長	129	129	8.8%	係長級
5級	課長補佐の職務	67	4.6%	課長補佐	67	67	4.6%	課長補佐
				計	67			
6級	課長、担当課長又は副署長の職務 隊長の職務	52	3.6%	課長・担当課長・副署長	51	52	3.6%	課長級
				隊長	1			
				計	52			
7級	部長、担当部長又は署長の職務	15	1.0%	部長・担当部長・署長	15	15	1.0%	部長級
8級	局長又は担当理事の職務	1	0.1%	局長	1	1	0.1%	局長級
合計		1,462	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※1 平成20年4月1日以前、職務の級が「3級」で、基準となる職務が「特に高度の知識又は経験を必要とする消防副士長の職務」に該当していた職員

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

特定任期付職員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	1	50.0%	1	1	50.0%	-
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務	1	50.0%	1	1	50.0%	-
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で特に重要な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
合計		2	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

第1号任期付研究員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務	1	100.0%	1	1	100.0%	-
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
合計		1	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

第2号任期付研究員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	博士課程終了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0%	1	0	0.0%	-
2	博士課程終了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	1	100.0%	1	1	100.0%	-
3	博士課程終了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
合計		1	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

上下水道企業職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	62	7.0%	職員	62	279	31.3%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	217	24.4%	職員	217			
3級	主任の職務	335	37.6%	主任	335	335	37.6%	主任
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 作業長の職務	159	17.8%	係長・担当係長	150	159	17.8%	係長級
				作業長	9			
				計	159			
5級	課長補佐の職務	52	5.8%	課長補佐	52	52	5.8%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する所、センター及び場の長の職務	54	6.1%	課長・担当課長	40	54	6.1%	課長級
				所長	13			
				場長	1			
				計	54			
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当するセンター、場及び所の長の職務	11	1.2%	部長・担当部長	7	11	1.2%	部長級
				所長	3			
				場長	1			
				計	11			
8級	担当理事の職務	1	0.1%	担当理事	1	1	0.1%	局長級
合計		891	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

上下水道企業職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能的職務に従事する職(以下「技能職」という。)又は単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務	1	0.6%	職員	1	143	86.1%	職員
2級	相当の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	13	7.8%	職員	13			
3級	高度の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	129	77.7%	職員	129			
4級	職長の職務	23	13.9%	職長	23	23	13.9%	職長
合計		166	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

交通企業職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	8	10.0%	職員	8	32	40.0%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	24	30.0%	職員	24			
3級	主任の職務	14	17.5%	主任	14	14	17.5%	主任
4級	1 係長、副所長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	15	18.8%	係長・担当係長	15	15	18.8%	係長級
5級	課長補佐の職務	5	6.3%	課長補佐	5	5	6.3%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務	10	12.5%	課長・担当課長	9	10	12.5%	課長級
				所長	1			
				計	10			
7級	部長、又は担当部長の職務	4	5.0%	部長・担当部長	4	4	5.0%	部長級
8級	担当理事の職務	0	0.0%	担当理事	0	0	0.0%	局長級
合計		80	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

交通企業職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	0	0.0%	職員	0	16	29.6%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	16	29.6%	職員	16			
3級	主任の職務	27	50.0%	主任	27	27	50.0%	主任
4級	1 係長、副所長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	8	14.8%	係長・担当係長	8	8	14.8%	係長級
5級	課長補佐の職務	2	3.7%	課長補佐	2	2	3.7%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務	1	1.9%	課長・担当課長	1	1	1.9%	課長級
合計		54	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

交通企業職給料表(3)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能職又は業務職の職務	3	0.8%	職員	3	339	91.9%	職員
2級	相当の技能及び経験を必要とする技能職又は業務職の職務	54	14.6%	職員	54			
3級	高度の技能及び経験を必要とする技能職又は業務職の職務	282	76.4%	職員	282			
4級	職長の職務	30	8.1%	職長	30	30	8.1%	職長
合計		369	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

病院企業職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	5	5.0%	職員	5	34	33.7%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	29	28.7%	職員	29			
3級	主任の職務	19	18.8%	主任	19	19	18.8%	主任
4級	係長又は担当係長の職務	20	19.8%	係長・担当係長	20	20	19.8%	係長級
5級	課長補佐の職務	11	10.9%	課長補佐	11	11	10.9%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 食養科長の職務	11	10.9%	課長・担当課長	11	11	10.9%	課長級
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する室の長の職務 3 事務局の長の職務	5	5.0%	部長・担当部長	2	5	5.0%	部長級
				室長	1			
				事務局長	2			
				計	5			
8級	局長又は担当理事の職務	1	1.0%	局長	1	1	1.0%	局長級
合計		101	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

病院企業職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務	0	-	職員	0	0	-	職員
2級	相当の経験を必要とする業務職の職務	0	-	職員	0			
3級	高度の経験を必要とする業務職の職務	0	-	職員	0			
4級	職長の職務	0	-	職長	0	0	-	職長
合計		0	-					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

病院企業職給料表(3)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	9	5.0%	職員	9	9	5.0%	職員
2級	副医長の職務	52	28.9%	副医長	52	52	28.9%	係長級
3級	1 医長の職務 2 副所長の職務(救命救急センター及び かわさき総合ケアセンターを除く。) 3 副室長の職務	34	18.9%	医長	34	34	18.9%	課長級
4級	1 副院長、部長又は担当部長の職務 2 部に相当する室又はセンターの長の 職務 3 副所長の職務(救命救急センター及び かわさき総合ケアセンターに限る。) 4 困難な業務を行う医長、副所長(3級 の副所長に限る。)又は副室長の職務	59	32.8%	部長・担当部長	56	59	32.8%	部長級
				室長	1			
				所長	2			
				計	59			
5級	1 病院長又は担当理事の職務 2 困難な業務を行う副院長、部長若しく は担当部長、部に相当する室若しくはセ ンターの長又は副所長(4級第3号の副 所長に限る。)の職務	26	14.4%	病院長	1	26	14.4%	局長級
				担当理事	2			部長級
				副院長	6			
				部長・担当部長	11			
				室長・所長	5			
				副所長	1			
				計	26			
合計		180	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

病院企業職給料表(4)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員(以下「医療技術職員」という。)の職務	287	25.3%	職員	287	774	68.3%	職員
2級	高度の技術又は経験を有する医療技術職員の職務	487	43.0%	職員	487			
3級	主任の職務	227	20.0%	主任	227	227	20.0%	主任
4級	1 担当係長の職務 2 看護師長の職務	86	7.6%	担当係長	65	86	7.6%	係長級
				看護師長	21			
				計	86			
5級	課長補佐の職務	18	1.6%	課長補佐	18	18	1.6%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 副薬剤部長の職務 3 副看護部長の職務 4 食養科長の職務	24	2.1%	課長・担当課長	15	24	2.1%	課長級
				副薬剤部長	2			
				副看護部長	5			
				食養科長	2			
				計	24			
7級	副院長、部長又は担当部長の職務	4	0.4%	副院長	2	4	0.4%	部長級
				部長	2			
				計	4			
合計		1,133	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

特定任期付職員給料表(病院)

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で特に重要な職務	1	100.0%	1	1	100.0%	-
合計		1	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。